

住宅用火災警報器は維持・管理が大切です！

君津市火災予防条例では、平成18年6月から新築の住宅に、平成20年6月からは既存の住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けています。設置後は定期的に点検をお願いします。

電池または本体の交換

住宅用火災警報器（住警器）は、電圧が低くなると音響又は点滅により72時間以上伝達・表示されます。
電池の消耗は約10年です。

10年経過した警報器は、内部の電子機器の劣化も考えられることから、本体の交換をお勧めします。



ついていますか？ 住宅用火災警報器

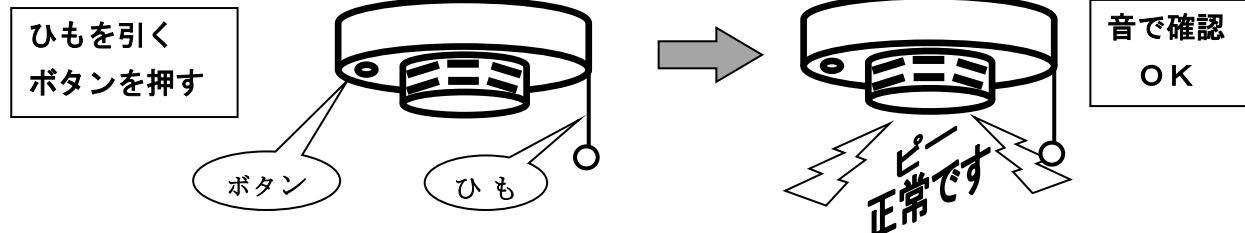


住宅用火災警報器は、就寝中などに火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐためのものです。未設置の住宅は早急に設置されるようお願いします。
次の場所に煙感知器を設置してください。

- ・各寝室
- ・寝室が2階にある場合は、階段の天井部分
- ・3階建てや部屋数が多く設置場所がわからない場合は、予防課にお問い合わせください。

※台所は義務ではありませんが、設置する場合には熱感知器をお願いします。

点検方法 点検方法は、ひも式とボタン式があり、機種によって異なります。
取扱説明書を確認しましょう。



音が鳴らない場合	★電池切れかも → 電池の交換、又はセットしなおす。
	★故障かも → 取扱説明書を参照、販売店に問い合わせる。

最低限1年に1回程度作動点検をしましょう！

また、次のときも必ず作動点検をしてください。

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| ★初めて設置したとき | ★設置場所を変えたとき | ★掃除をしたとき |
| ★長い間留守にしたとき | ★故障や電池切れの疑いがあるとき | |
- 裏面へ

火災以外で住警器が鳴ったとき

湯気やほこり等で住警器が誤って鳴る場合があります。対応は次のとおりです。

- ☆火災でないことを確認する。
- ☆窓を開け換気をする。
- ☆住警器のひもやボタンで音を止める。

※ 火災か否か判断がつかない場合は、最寄りの消防署または119番通報をして消防隊に確認してもらいましょう。

ごみの焼却や野焼きの拡大による火災に注意！！

屋外でのごみの焼却行為は禁止されています！

剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畠畔焼きなどは、例外的に焼却が認められていますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないよう配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

その場を離れない

焼却行為をする場合には、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合は、一旦消火する。

消火用の水バケツ等を準備する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して消火ができる準備をする。



天候により中止とする

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは中止する。

火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛びることがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。

※ 火災事案によっては、被害を受けた方から行為者に対し、
損害賠償請求される場合も・・・考えられます。

問合せ先 君津市消防本部予防課

0439-53-1904